教育課程研究専門部会

【プロジェクト名】 いじめ防止調査研究事業

1 プロジェクトの目的・概要

「いじめ防止対策推進法」の18条、20条には、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その調査研究の推進等が位置づけられていることから、平成26年度から県教育委員会と佐賀大学が連携し、教員の資質向上を目指した研修や研修成果の検証を行っているところである。

これまでの本事業に係る教員研修の結果から、学校現場への一層の効果が期待できるため、今年度も引き続き、市町立小・中・義務教育学校及び県立学校の教員の指導力向上を目的に、研修プログラムの改善を行い教員研修の実施を中心に取り組む。

2 令和3年度の実施実績

(1) 教員研修プログラム開発

令和3年度は、法によるいじめの正確かつ積極的な認知及び適切な対応について、教職員の理解の徹底及び対応力の向上を図ることを目的として、いじめ防止対策研修会をオンデマンド型(講義及び演習)による校内研修として実施した。

演習については、県内公立学校で発生したいじめ事案等を基に、学校現場の課題を踏まえた事例を設定し、グループワークの方法を工夫する等、実効性のある研修になるようにした。

また、校内研修の実施に当たっては、研修の実施日を各学校で柔軟に設定できるようにした。さらに進行の仕方や時間配分について示した「進行シナリオ例」、演習の方法や留意点等について示した「演習の進め方」や「演習用ワークシート」を作成し、学校がそれぞれの実情に応じて演習の方法や時間配分等を決定し、効果的に研修が進められるようにした。

① 研修の目的

いじめの正確かつ積極的な認知及び適切な対応について、教職員一人一人の理解の徹底及び対応力の向上を図る。

② 研修内容、ねらい等

次のように研修内容及び研修のねらいを設定し、研修プログラムを作成した。また、研修資料(講義動画)の作成については、佐賀大学及び佐賀県教育委員会が分担した。

715X11 (1114X371) - 1174(1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-		
研修内容	研修のねらい	資料作成分担
講義	いじめの定義や法による正確かつ積	県教委
○いじめの定義・認知	極的な認知について理解する。	
○いじめへの組織的対応	また、いじめ事案を重篤化させないた	
○重大事態への対処	めの組織的な対応について理解する。	
演習	事例を基に、グループワーク等を通し	佐賀大学
○いじめの初期対応	てこれまでの自らの対応を振り返り、	
	被害児童生徒に寄り添った適切な対	
	応の在り方について学ぶ。	

③ 調査研究事業の実施概要

次のような日程で研修プログラムの作成及び次年度計画の策定等を進めた。

時 期	内容
5月~ 6月中旬	教員研修プログラムの検討、教員研修の企画
7月~ 9月	校内研修実施
10月~12月	研修・連携事業の総括、次年度計画策定

- (2)「いじめ問題への対応に係る校内研修」の実施内容等
 - ① 実施期間

令和3年7月~令和3年9月

② 対象

県立学校(中学校・高等学校・特別支援学校)、市町立小学校・中学校・義務教育 学校の全教職員

③ 実施内容

(研修の時間は40分程度を想定)

- 1 講義動画①「いじめ問題への対応」の視聴
- 2 事例による演習
- 3 講義動画②「事例の着眼点や対応のアイディア」の視聴
- 4 研修のまとめ
- ④ 実施状況等

実施時期や演習の形態については、各学校がその実情に応じて柔軟に実施できるようにした。また、各学校の参考となるように、研修のねらいをもとに実施例を示した。

3 令和4年度の実施計画

- (1) 教員研修の内容
 - 昨年度も全教職員対象の校内研修として実施したところ、学校からは、「法によるいじめの認知や対応について理解できたことで、今後の対応につながった」「オンデマンド型であることから、学び直しをすることができた」「以前の伝達講習よりも一人一人の理解が深まった」等の意見や、「引き続き、対応力を高める演習内容にしてほしい」「視聴するだけでなく効果的にグループワークを行いたい」等の要望が報告された。

そこで、令和4年度においても、法によるいじめの正確かつ積極的な認知及び適切な対応について、「教職員の理解の徹底」及び「教職員の対応力向上」を図ることを目的として、いじめ防止対策研修会をオンデマンド型(講義及び演習)による校内研修として実施する。演習については、県内公立学校で発生したいじめ事案等を基に、学校現場の課題を踏まえた事例を設定し、グループワークの方法を工夫する等、実効性のある研修とする。

○ 次のように研修内容及び研修のねらいを設定し、研修プログラムを作成する。また、 研修資料(講義動画)の作成については、佐賀大学及び佐賀県教育委員会が分担する。

研修内容	研修のねらい	資料作成分担
講義	いじめの定義や、法による正確かつ	県教委
○いじめの定義・認知	積極的な認知について理解する。	
○いじめへの組織的対応	また、いじめ事案を重篤化させない	
○重大事態への対処	ための組織的な対応について理解	
	する。	
演習	事例を基に、グループワーク等を通	佐賀大学
○いじめの初期対応	してこれまでの自らの対応を振り	
(早期発見・早期対応、	返り、被害児童生徒に寄り添った適	
組織的対応)	切な対応の在り方について学ぶ。	

- 研修対象は、県立学校(中学校・高等学校・特別支援学校)、市町立小学校・中学校・義務教育学校の全教職員とする。
- (2)調査研究事業の計画の概要

時期	内容
4月~ 5月中旬	教員研修プログラムの検討、教員研修の企画
6月~ 8月	校内研修実施
9月~12月	研修・連携事業の総括、次年度計画策定